

限度額適用認定証・標準負担額減額認定証の対象

対象		所得区分	交付申請できる認定証
国民健康保険	70歳未満	住民税課 税世帯	限度額適用認定証
		住民税非 課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
	70歳以上75歳未満	住民税課 税世帯	高齢受給者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非 課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証または標準負担額減額認定証
後期高齢者医療制度	●75歳以上 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された人	住民税課 税世帯	被保険者証を提示することで、自己負担限度額までの請求となります。
		住民税非 課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付には、国民健康保険税を完納していることが条件となります。

届きます！

75歳以上の人などの「被保険者証」 70歳以上75歳未満の人の「高齢受給者証」

新しいものは8月1日(金)から使用、届いたら確認を

75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人が加入する、後期高齢者医療制度の新しい被保険者証と、国民健康保険(国保)に加入している70歳以上75歳未満の人の新しい高齢受給者証を送付します。届いたら、記載内容に誤りがないか確認をし

てください。新しいものは、8月診療分から使用できます。

自己負担限度額までの支払いと、医療機関の窓口で提示すると、忘れずに限度額適用認定証などの申請を

なる「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。8月1日から使用できる認定証は、次により手続きをしてください。

〈国保に加入している人〉
被保険者証と印鑑を持参し、保険年金課または各支所で申請してください。さかのぼっての認定はできませんので注意してください。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉
現在認定証が交付されていて、8月1日以降も対象となる人には、新しい認定証を被保険者証と一緒に送付します。

問い合わせ先
保険年金課
国民健康保険班

高齢者医療年金班
☎62・5331

☎62・5882

同じような施設を同じ料金で 10月1日(水)から 施設の使用料が変わります

【使用料が変わる施設一覧】

施設名	問い合わせ先
あさひ健康福祉センター	☎62-0686
飯岡福祉センター	☎57-5577・旭市社会福祉協議会本所
海上健康増進センター、いいおかけんこうセンター	☎63-8766・健康管理課庶務企画班
萬歳地区多目的研修センター、ふれあいセンター、コミュニティセンター	☎68-2111・干潟支所住民室
あさひパークゴルフ場	☎62-8989、☎62-5354・都市整備課街路公園班
海上公民館	☎55-2566
干潟公民館	☎68-3111

市では、施設の使用料を大幅に見直しました。今回の見直しで同種の施設は同じ料金で利用できるようになります。

また曜日や時間帯によって違いのあった料金を統一し、分かりやすい料金体系となります。

新しい使用料は10月1日以降の使用分から適用となります。くわしい内容は、市ホームページで確認するか各施設に問い合わせてください。

施設名	問い合わせ先
旭市民会館	☎62-6581
旭第二市民会館	☎63-8755
旭市青年の家	☎63-1525
いいおかユートピアセンター	☎57-6060
大原幽学記念館	☎68-4933
旭市総合体育館、飯岡体育館、旭スポーツの森公園野球場、海上コミュニティ運動公園野球場、飯岡野球場、干潟さくら台野球場、旭スポーツの森公園庭球場、旭文化の杜公園庭球場、飯岡庭球場、干潟さくら台庭球場、旭市弓道場、旭市卓球場	☎64-1101・体育振興課体育施設班